

★学校教育目標★

日本大学の教育理念「自主創造」を基盤にし、本校の校訓「誠実・努力・親和」の下、自ら学び判断して行動できる生徒の育成を目指す。

◆いじめとは？◆

「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめられた本人が「いじめ」と思ったらその時点で「いじめ」である。

◆いじめの特徴◆

「いじめ」は、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるものと認識する。また、「いじめ」としての自覚がない加害者もいる。

◆いじめ問題に対する基本的な考え◆

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。  
又、学校はいじめ防止基本方針を年度開始時に生徒、保護者に説明する。(改定事項4, 5)

◆いじめの構造◆

「いじめ」は、単に「いじめを受けている生徒」と、「いじめている生徒」との関係だけでとらえることはできない。(学級・学年・学校単位としてとらえるべき問題)

観衆や傍観者の立場にいる生徒も、「いじめ」をやめさせようとしなにかぎり、結果として「いじめ」を助長していることになる。また、「いじめられている生徒」と「いじめている生徒」との関係は、立場が逆転する場合もある。

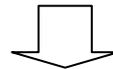
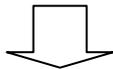
◆いじめの実態◆

- 冷やかし、悪口や脅し文句など、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれにされる。集団から無視される。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする。
- 私物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- その他

★「いじめ」の発見から解決まで・・・家庭と学校の連携を強化することが重要

① 「いじめ」の情報をキャッチ・・・学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。(改定事項9)

- ・「いじめ」が疑われる言動を目撃
- ・同僚教員からの情報提供
- ・学級日誌から気になる言葉を発見
- ・アンケートからの発見
- ・生徒や保護者からの訴え (個人面談・三者面談)



②いじめ防止対策委員会召集 校長、教育相談委員会のメンバー、学校医3名、後援会長

③対応方針の決定・役割分担 (情報の整理、対応方針、役割分担)

④事実の究明と支援・指導

⑤いじめの被害者・加害者、周囲の生徒への指導

必ず保護者へ連絡・報告

家庭訪問か、学校で面談 (電話だけでなく、直接面会し話し合うことが大切・複数の教員で対応)



★「いじめ」の「解消」とは

- ①いじめに係る行為が止んでいること。・・・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為が3か月を目安に止んでいる。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。・・・被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。(改定事項10)

★「いじめ」を許さぬ学校・学級づくり・・・「いじめ」を未然に防止するための手だて

◆学級経営を充実させる◆

- ①規律と活気のある学級集団づくりを進める。(問題が発生しにくい学校環境を作ることが重要)
- ②正しい言葉遣いができる集団を育てる。(人権意識に欠けた言葉遣いへの指導)
- ③規範意識が持てる指導を継続する。
- ④担任として、学級経営の在り方を定期的に見つめなおす。(「なれあい」になっていないかの確認)
- ⑤生徒会、部活動、MSL活動等に積極的に参加を促す。(自己有用感や自己肯定感を育む指導) (改定事項8)

◆学級活動を活発化させる◆

- ①「いじめ」を題材として取り上げ、「いじめ」の未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ②「いじめ」をクラス討論会の議題などに取り上げることで、「いじめ」に対する共通の認識が生まれ、学級や学年、学校全体の問題として取り組むことができる。

◆ホームルーム・学年集会等徹底◆

問題が起きる前に必要に応じて、速やかにホームルームや学年集会などで全体に注意を促す。

◆個人面談を全クラス励行◆

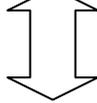
短い時間であっても個人面談を実施することが大切。(コミュニケーションのきっかけ作り)

◆早期発見・対策 → 保護者との連携◆

- ①教育相談委員会の開催 (教頭、副教頭、生活指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、教育相談係)  
不登校傾向の生徒、教育相談的支援の必要な生徒についての情報交換及び具体的な支援方法について協議する。
- ②外部有識者との連携  
※訪問カウンセリング実施 (月1回 第3土曜日)
- ③アンケート調査  
※「学校生活アンケート(いじめアンケート)」実施 (年3回 全校生徒対象)  
「ハイパーQU(生徒理解のための総合調査)」実施 (年1回 全校生徒対象)
- ④資料の保管  
アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。(改定事項11)

## ★ 重大事態対応

- ◆生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ◆相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ◆生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき



- ① 「重大事態調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。
- ② 私学振興・青少年課にその旨を報告し、必要に応じて、連携、協力し対応する。

### ★ 「重大事態調査委員会」の構成

- ・校長、教育相談委員会のメンバー、学校医3名、後援会長、その他。

※調査委員会は重大事態発生ごとに設置する。

※専門的知識及び経験を有する第三者の参加は事案内容により、柔軟に検討し学校長が任命する。

### ★ 「重大事態調査委員会」の活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、私学振興・青少年課及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時、適切な方法での情報提供、説明をする。
- ・私学振興・青少年課への調査結果の報告。

### ★ 「重大事態への対応の留意点」

- ・生徒や保護者からの申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめ重大事態ではないと断言できないことに留意する。(改定事項12)